

# 豊島区病児・病後児保育のご案内

## 1.豊島区病児・病後児保育事業とは？

○認可保育施設等に通っているお子さんが、病気やけがの急性期または回復期にあり、在籍する保育施設へ通うことができない期間に、専用室でお預かりする事業です。

## 2.お預かりできるお子さん

○豊島区内に住所を有し、以下のいずれかの施設に通っている満1歳から小学校就学前までのお子さんで、保護者が就労などやむを得ない理由で家庭で保育ができない場合にご利用できます。

- (1) 認可保育施設（地域型保育事業を含む）
- (2) 東京都認証保育所
- (3) 東京都及び児童相談所設置区に届出をしている認可外保育施設
- (4) 幼稚園（預かり保育を月10日以上利用している場合）
- (5) 認定こども園（預かり保育を月10日以上利用している場合）

## 3.お預かりできる症状

○お子さんが以下の症状を発症し、医師に「病児・病後児保育の利用に支障がない（急性期を過ぎている、感染の恐れがない）」と診断された場合、お預かりが可能です。

- (1) かぜ、消化不良症等、乳幼児が日常かかる疾患
- (2) 水痘、麻疹等の**伝染性の疾患**  
※ご利用できない伝染性疾患もあります。  
各施設へご確認ください。
- (3) 喘息等の慢性疾患  
※発作中等、お子さんの症状によってはご利用できない場合があります。各施設へご確認ください。
- (4) やけど、骨折等の外傷性疾患
- (5) その他医師が利用可能と判断した疾患

かかりつけ医にうつる心配がない  
(①当面症状の急変が認められない→病児、  
②回復期にある→病後児)  
と診断されたものの集団保育が適当でない場合。

## 4.事前の利用登録

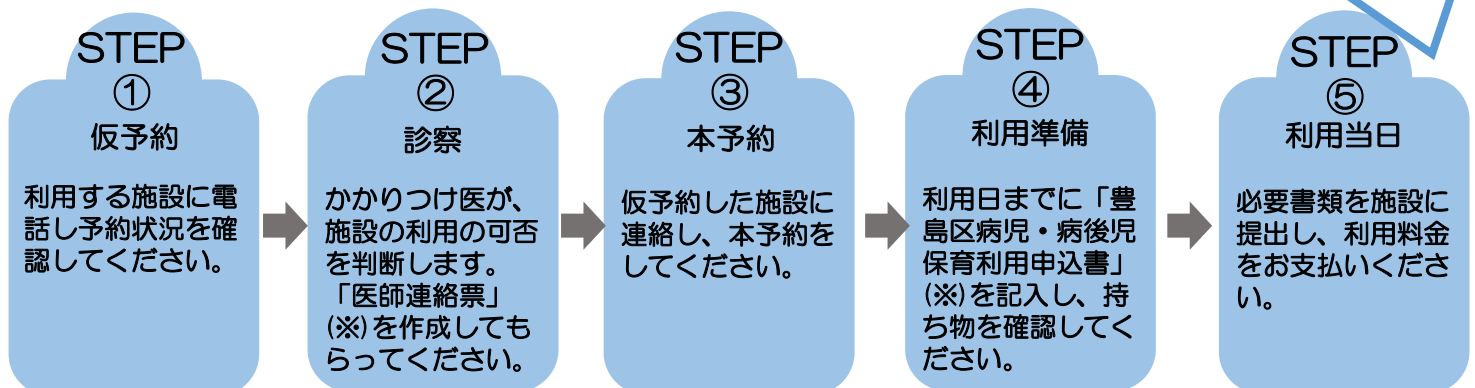
○病児・病後児保育施設を利用するには、事前登録が必要です。必要書類を保育課または豊島区ホームページより入手し、必要事項を記入後、保育課にご提出ください。

- (1) 登録方法  
来庁 または 郵送 ※郵送の場合は、登録に1週間ほどかかります。
- (2) 必要書類（詳細は区ホームページをご確認ください）  
・「利用登録申請書」・「児童票」・「利用登録確認書」  
※幼稚園・認定こども園に通うお子さん、生活保護世帯・区民税非課税世帯は別途必要書類があります。
- (3) 注意事項  
・一度登録すれば、卒園まで有効ですが、幼稚園・認定こども園に通うお子さんは、毎年度登録が必要です。  
・登録は11か月経過後から可能ですが、利用は満1歳を過ぎてからです。



豊島区ホームページQRコード

## 5.利用時の流れ



- 必要書類
- ・医師連絡票(※)
  - ・病児・病後児利用申込書(※)
  - ・病児・病後児利用登録確認書
  - ・児童票

※「医師連絡票」と「利用申込書」は施設利用するたびに必要です。コピーしてお使いください。

## 6.実施施設

### (1) 病児保育（病気の急性期にある場合） ※回復期の病後児も利用可

○当面症状の急変は認められないものの、病気で集団保育が難しいお子さんをお預かりします。

	田村医院 ピヨピヨ病児・病後児保育室	ちあふるクリニック東池袋小児科 病児保育室
所在地	池袋本町1-45-16	東池袋4-2-1-303
TEL	03 (5985) 1424	070 (4355) 0375
料金	2,200円（消費税込）／1日	
定員	4名／1日	2名／1日
利用曜日	月曜日～金曜日 （12月29日～1月3日及び祝日を除く）	月・火・木・金 （12月29日～1月3日及び祝日を除く）
利用時間	午前8時30分～ 午後6時15分	午前8時45分～ 午後6時15分
予約日時	月曜日～金曜日 午後9時～午後5時	月・火・木・金 午後9時～午後5時
食事・おやつ	おやつ・お弁当持参 （レトルトのおかゆ、うどんなどの持参可）	

### (2) 病後児保育（病気の回復期にある場合） ※急性期は利用できません

(例) 解熱しているが元気がない、食欲が戻らない、医師の診断により登園証明書が発行されたが、体力が回復していないためもう少しゆっくり過ごさせたい など

	同援さくら保育園 病後児保育室	西巣鴨さくらそう保育園 病後児保育室	せんかわみんなの家 病後児保育室
所在地	南池袋3-7-8	西巣鴨 1-1-13	要町3-54-8
TEL	03 (5957) 7510	03 (5907) 5110	03 (3530) 5735
料金	2,000円／1日		
定員	2名／1日		
利用曜日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日を除く）		
利用時間	午前7時15分～午後6時15分		
予約日時	月曜日～金曜日 午後9時～午後5時		
食事・おやつ	お弁当・おやつ持参または 給食（昼食・おやつ）提供（+500円）		給食（昼食・おやつ）提供 （+500円）

## 7.利用料金の減額・免除について

○生活保護世帯・区民税非課税世帯は、利用料減免申請書のご提出で、利用料金が無料または半額となります。  
なお、利用料の減額・免除については、年度ごとに申請が必要です。

## 8.利用上の注意

○予約後、利用を取り消す場合は、速やかに対象施設へご連絡ください。  
○利用料は、利用日ごとに利用前にお支払いください。支払い方法や必要な持ち物は各施設によって異なります。  
登録時にお渡しするご案内をご確認ください。

## お問い合わせ先・登録先

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
豊島区子ども家庭部保育課 私立保育グループ

豊島区役所4F  
☎ 03-3981-1823